

ポイント制度内規

(目的)

第1条 この内規は、当協会会員が協会の講座等を受講した場合に記録される受講ポイントの記録対象、ポイント数などを定め、将来にわたり全ての正会員の能力向上、自己研鑽に資することを目的とする。

(ポイント記録対象者)

第2条 ポイント記録対象者は正会員（資格登録会員、一般会員）とする。

(ポイント記録対象講座・研修等)

第3条 以下の講座・研修等への参加等をポイント記録の対象とする（但し、資格登録更新研修を除く）

- (1) 協会本部・支部が主催する研修・講座等への参加
- (2) 「会員学習グループに関する規程」に基づき学習グループが主催する研修等への参加
- (3) 全国研究大会への参加
- (4) 本制度において認める学会または団体が主催する研修等への参加

(対象別ポイント数)

第4条 前条に定める対象別ポイント数を以下のとおり定める。

- (1) 協会本部・支部が主催する、1項(2)および(3)を除く研修・講座および「会員学習グループに関する規程」に基づく学習グループが主催する研修等への参加
 - 1) 研修等

①1.5時間以上3時間まで	3ポイント
②1日3時間を超え6時間まで	5ポイント
③6時間超	7ポイント
 - 2) スーパービジョン（スーパーバイザー） 2ポイント
 - 3) 本号の対象者は当該講座等の申込時までに入会している者とする。
- (2) 産業カウンセラー養成講座への参加
 - 1) 養成講座を修了した場合 130ポイント
 - 2) ポイントは養成講座を修了した後、一律で記録するものとする。
 - 3) 本号の対象者は当該養成講座の修了が確定するまでに入会している者とする。
- (3) 全国研究大会への参加
 - 1) 1日の参加 5ポイント
 - 2) 2日間の参加 10ポイント
 - 3) 本号の対象者は全国研究大会までに入会している者とする。

- (4) 本制度において認める学会または団体等が主催する研修等への参加
- 1) 学会または団体が主催する研修・講座
 - ①参加1回（時間数は問わない） 2ポイント
 - 2) 参加に関する証明は「参加証」「領収書」または協会所定の参加証明書を提出する。
 - 3) 本制度において認める学会または団体の原則的な基準は下記①～④とする。
 - ①心理、カウンセリングおよび産業カウンセリングの実践にかかわる関連領域を専門とする学会・団体・大学等であること。
 - ②当協会（支部を含む）との間で継続的に連携または協働の関係にあること。
 - ③当協会登録会員が参画または参加する可能性が高いと推定される学会・研究大会・研修会等を主催する学会・団体・大学であること。
 - ④対象とする分野・科目は産業カウンセラー養成講座・シニア産業カウンセラー育成講座およびキャリアコンサルタント養成講習のカリキュラムに準ずるものとする。
 - 4) 学会・団体等が主催する研修・講座がポイントの対象となるか否かについては、会員は所定の申請書に基づき所属支部に申請することとし、その都度支部において判断する。

(ポイント記録の扱い等)

第5条 ポイント記録の取り扱いを以下のとおり定める。

- (1) 会員が協会の講座等を受講することにより記録されたポイントについては、学習意欲を刺激するための資料として活用する。
- (2) 記録されたポイントは累積される。
- (3) 休会期間中についてはポイント記録対象としない。

附則

- 1 本内規は2017年4月1日から施行する。
- 2 本内規は2017年5月23日から改定する。ただし（第4条第1項第2号、3）、4)については2017年4月1日に遡って適用する。
- 3 本内規は2018年2月13日から改定する。ただし第4条については、改めて2017年4月1日に遡って適用する。